

# 「岐阜県消費生活安定審議会」委員の公募のお知らせ

県では、県民の消費生活の安定及び向上を図るための施策等を調査審議するため、岐阜県消費生活条例に基づき「岐阜県消費生活安定審議会」を設置しています。

このたび、県民の皆様の幅広いご意見をいただくため、当審議会委員のうち1名を公募いたします。

## ◇ 募集人員

- ・1名

## ◇ 応募資格

委員に応募される方は、次に記載するすべての条件を満たす必要があります。

- ・令和5年4月1日現在で満18歳以上であること
- ・県内に居住、通勤、通学する者であること
- ・高校生、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員でないこと

## ◇ 委員の任期

- ・任命の日（令和6年1月1日を予定）から2年間

## ◇ 委員の任務等

- ・年2～3回開催される審議会に出席し、意見を述べていただきます。  
＜審議会における最近の議題＞ 岐阜県消費者施策実施状況報告
- ・会議は平日に対面（岐阜県庁等）またはオンラインで開催します。（所要時間2時間程度）
- ・出席された委員には県の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

## ◇ 応募方法

- ・応募書（別紙様式）とともに、「岐阜県における消費者市民社会のあり方について」（県民が自らの消費活動により社会経済や地域環境に与える影響を自覚し、行動できる消費者になるために必要なことを述べること）というテーマで800字以内のレポート（任意様式）を提出してください。
- ・郵送、FAXまたはメールにより、応募書及びレポートを送付してください。  
※応募書とレポートはお返ししませんのでご了承ください。  
※記入いただいた個人情報、本公募の目的以外には使用いたしません。

## ◇ 応募期間

- ・令和5年9月27日(水)から令和5年10月30日(月)（必着）

## ◇ 選考時期、方法等

- ・11月中旬に選考を行います。選考方法は書類審査のみとし、面接は行いません。
- ・選考結果は本人にお知らせするとともに、選出された方の氏名は県のホームページにおいて公表します。

## ◇ 応募先及び問い合わせ先

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県環境生活部県民生活課消費生活安全係

TEL：058-272-8204 FAX：058-278-2889

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp（半角小文字）

※メールの件名は「消費生活安定審議会（応募／問合せ）」としてください。

## ◇ 応募書の入手先

- ・岐阜県消費生活安定審議会の概要や応募書書式は、以下のホームページに掲載しています。  
岐阜県庁ホームページ>くらし・防災・環境>消費生活・県民生活>岐阜県消費者の窓（消費生活相談・情報）  
URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56524.html>